平成２３年（フ）第７７号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地54―１棟306号
破産者　加藤　恒夫
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８４号
群馬県高崎市飯塚町1479番地５
破産者　佐藤千代美
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４１号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―１―101
破産者　田口　友和
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５号
富山市婦中町速星231番地９　サンハイツ富山Ｃ棟102号
破産者　田村　　誠
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
富山市富岡町393番地　サニーハイツ富岡Ｃ―212号
破産者　道林　　毅
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
富山県中新川郡上市町中江上642番地２
破産者　中村　真紀
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
富山市辰尾205番地　市営住宅110号
破産者　竹森　良行
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４号
富山市茶屋町135番地４
破産者　上野　　衛
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
金沢市西念２丁目９番５号　ウエストハイツ北都307号室、従前の住所富山市田畠418番地３
破産者　杉森　雅美
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
金沢市笠舞１丁目６番９号　アドニス203号、従前の住所金沢市辰巳町ロ61番地２
破産者　吉岡　　茂
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
石川県白山市鶴来水戸町３丁目15番地
破産者　曽賀　辰郎
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

更生計画認可

平成２２年（ミ）第１０号
東京都新宿区西新宿６丁目12番７号ストーク新宿1009号
更生会社　春日居観光開発株式会社
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を満たしている。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生手続の基本方針等（省略）
第１節　本件の特徴（省略）
第２節　更生計画の要旨（以下各別表省略）
第１　更生計画のスキーム（減増資）
本ゴルフ場は、再生手続開始前においては、更生会社がゴルフ場資産（土地建物等）を保有し、資本関係のある株式会社春日居ゴルフ倶楽部が更生会社から本ゴルフ場に関する営業権の賃借を受けて営業していたものであるが、再生手続の際に、本ゴルフ場営業に関する賃貸借契約を合意解除し、更生会社においてゴルフ場営業に必要な人員等も承継して、その後の営業を続けてきた。
一方、コース管理については、前述（省略）のように、再生手続後に、ゼネラルエンタープライズ株式会社（以下「ゼネラル社」という。）に業務委託していたものであるが、株式会社シャトレーゼホールディングス（以下「シャトレーゼ社」という。）の支援のもとゼネラル社との業務委託を解消したうえで、再び更生会社が自らコース管理業務を行う方針とした。
このように、更生会社自らが単独でゴルフ場事業を運営していく体制が整ったことから、迅速さ及びコスト面で有利な再建手法として減増資方式を採用し、資本を入れ替えて、シャトレーゼ社のノウハウ等を活用しながら再建を目指すものである。
第２　更生債権等の弁済方針
1　更生担保権（不動産にかかる更生担保権、リースにかかる更生担保権）
確定債権額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
2　優先的更生債権（公租公課）
延滞税、利子税又は延滞金（以下「延滞税等」という。）については、原則として会社更生法の規定に従って免除を受け、免除後の全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに一括納付する。
3　一般の更生債権（ゴルフ会員契約が存続する債権者の預託金債権を除き、退会済みのゴルフ会員の預託金債権を含む。）
⑴　権利の変更
更生手続開始後の利息・損害金の全額につき免除を受け、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金は、原則として次の区分にしたがって弁済する。但し、追加弁済原資を獲得できたときは追加弁済を行う。
確定債権額が金30万円以下の部分　全額を弁済する。
確定債権額が金30万円を超える部分　89％の免除を受け、11％を弁済する。
⑵　弁済方法
権利変更後の債権額全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
4　ゴルフ会員契約が存続する債権者の預託金債権
⑴　権利の変更
ⅰ　継続か退会かの選択
更生手続開始決定時点においてゴルフ会員契約が存続する債権者は、更生計画認可確定後２ヶ月以内で管財人が指定する日までに、春日居ゴルフ倶楽部における会員契約を継続するか、春日居ゴルフ倶楽部を退会するかの選択を行うものとする。
ⅱ　預託金債権の取扱い
更生手続開始後の利息・損害金の全額につき免除を受け、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金は、原則として次の区分にしたがってそれぞれ弁済する。但し、追加弁済原資を獲得できたときは追加弁済を行う。
確定債権額が金30万円以下の部分　全額を弁済する。
確定債権額が金30万円を超える部分　89％の免除を受け、11％を弁済する。
⑵　弁済方法
ⅰ　上記⑴に基づき会員契約の継続を選択した預託金債権者については、金10万円を更生会社に再預託するものとし、更生会社は権利変更後の債権額全額から10万円を控除した金額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。